

保育所及び地域型保育事業所

No.	内容	問	答
1	研修修了要件の適用	研修修了要件はいつから適用されますか。	<p>処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件は令和5年度から段階的に適用されます。副主任保育士等については、令和5年度に求める研修修了数は1分野とし、令和6年度以降、毎年度1分野ずつ必要となる研修修了数を引き上げ、令和8年度から4分野修了（完全実施）が必要です。</p> <p>職務分野別リーダーについては令和6年度から1分野の修了（完全実施）が必要です。</p> <p>職員処遇改善費の研修修了要件は令和6年度から段階的に適用されます。令和6年度に求める研修修了時間は15時間以上とし、令和7年度以降、毎年度15時間以上ずつ必要となる研修修了時間を引き上げ、令和9年度から60時間以上（完全実施）となります。（令和6年度末30時間以上、令和7年度末45時間以上、令和8年度末60時間以上）</p> <p>■「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について（通知）」改正概要</p> <p>https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c47709ef-8880-42e6-bb7e-9818b6b728c5/f85ee18e/20230929_policies_kokoseido_jigyousha_20.pdf</p>
2	研修修了時期	令和5年度年度当初から賃金改善の対象職員とするためにはいつまでに研修を受講すればよいでしょうか。	<p>令和4年度中（令和5年3月末まで）に研修を修了していることが必要です。</p> <p>■処遇改善等加算Ⅱ 研修要件に係るFAQ参照</p>

保育所及び地域型保育事業所

No.	内容	問	答
3	研修修了を証明する 挙証資料 【新規】	旧免許状更新講習について、修了証を免許更新の手続きの際に提出してしまい、手元がない場合はどうすればよいでしょうか。	旧免許状更新講習については、修了証のほか、「更新講習修了確認証明書」、「有効期間更新証明書」または「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書」をもって修了を証明できるものとします。 修了証が手元がない方より、神奈川県教育委員会へ再発行の問い合わせが相次いでおります。本件を理由として神奈川県教育委員会へ修了証の再発行を依頼することはお控えいただくようお願いいたします。
4	対象の研修	【処遇改善加算Ⅱ】 研修修了要件の対象となる研修を教えてください。	・以下の保育士等キャリアアップ研修が対象です。 【専門分野別研修】①乳児分野、②幼児分野、③障害児保育、④食育・アレルギー、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援 【マネジメント研修】 ・対象者および修了すべき研修分野は次の通りです。 【副主任保育士】専門分野別研修のうち3以上の研修分野＋マネジメント研修 【専門リーダー】専門分野別研修のうち4以上の研修分野 【職務分野別リーダー】専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野
5	対象の研修	【職員処遇改善費】 研修修了要件の対象となる研修を教えてください。	上記4の保育士等キャリアアップ研修の他、以下の研修が対象です。 ・令和5年度以降のこども青少年局主催研修で修了証が発行されるもの ・令和5年度以降の区連携研修で修了証が発行されるもの 研修修了時間数は上記1の通りです。

保育所及び地域型保育事業所

No.	内容	問	答
6	対象の研修	保育実践研修は対象になりますか。	<p>保育実践研修は専門分野研修ではありません。しかし、その取扱いについて明確に示されたのが令和元年度であることを踏まえ、令和元年度までに実施した保育実践研修に限り専門分野別研修の一つとして取り扱うことが出来ます。</p> <p>■ 処遇改善等加算Ⅱ 研修要件に係るFAQ参照</p>
7	有効な遡り時期	平成30年度以前に受講した保育士等キャリアアップ研修も有効とのことですが、いつまで遡ることを想定しているのでしょうか。	平成29年度以降の保育士等キャリアアップ研修が有効です。
8	加算の認定	研修修了の確認方法を教えてください。	<p>研修に係る要件の必須化後は、加算の認定に当たって、研修修了証の提出等により修了の確認を行うこととなっております。横浜市においては、各施設において研修受講歴を一覧化していただき、提出を求める予定です。なお、研修の修了証の提出は必要ありませんが、疑義が生じた際には、提出を求める場合がありますので、各施設において適切に保管してください。</p> <p>研修受講歴の一覧の様式については下記のウェブサイトに掲載しています。</p> <p>■ 横浜市ウェブサイト 処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費に係る研修修了要件について</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/shogu/shogukennshu.html</p>

保育所及び地域型保育事業所

No.	内容	問	答
9	研修修了要件に関する情報の集約	研修修了要件に関する情報をまとめたものはありますか。	<p>処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費に係る研修修了要件に関する情報をまとめたウェブサイトを作成しましたので御活用ください。</p> <p>■横浜市ウェブサイト 処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費に係る研修修了要件について https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/shogu/shogukennshu.html</p>
10	受講の順番	副主任保育士は一番初めにマネジメント研修を受講する必要がありますか	受講の順番は問いません。マネジメント研修を令和7年度末までに修了してください。
11	適当な対象者が人数A・B以上いない場合	<p>適当な対象者がいない場合、人数A・B（注）より少ない人数だけ処遇改善することはできますか。</p> <p>例えば、職務分野別リーダー等が1人もいない、という賃金改善も可能でしょうか。</p> <p>あるいは、要件を満たせず全額返金となるのでしょうか。</p> <p>（注） 「人数A」＝「基礎職員数」×1／3 「人数B」＝「基礎職員数」×1／5 「基礎職員数」とは、施設・事業所の区分に応じて算出される基礎職員数</p>	<p>副主任保育士等については、月額4万円の賃金改善を行う者を1人以上確保した上で（人数Aに2分の1を乗じて得た人数が1未満となる場合には、確保不要）、その残余について職務分野別リーダー等の賃金改善に配分することが可能ですので、その結果として、副主任保育士等の数が人数Aより少なくなることは差し支えありません。</p> <p>職務分野別リーダー等については、人数B以上の人数に5千円以上の賃金改善を行うことが必要です。</p> <p>したがって、上記を踏まえたうえでなお、要件を満たせず、加算額を配りきれない場合は全額返金となります。</p>